



決議第6号

令和元年12月12日

西原町議会議長 大城好弘 殿

提出者

西原町議会議員

真茅成 悠

賛成者

西原町議会議員

大城 純孝

賛成者

西原町議会議員

伊計 裕子

西原町まちづくり基本条例の検討に係る調査特別委員会の設置に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

(提案理由)

西原町まちづくり基本条例第32条第1項では、「町(町議会)は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢等の変化に適合したものかどうかを検討するものとする。」と規定されている。

今年度は、この検討時期に当たっており、その検討結果を示す必要がある(4年前は、「条例の見直しの必要なし」と執行部に回答しています。また、議員個々の意見として2点が述べられています。)

よって、西原町まちづくり基本条例の検討に係る調査特別委員会の設置に関する決議を提出する。

下記のとおり西原町まちづくり基本条例の検討に係る調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 西原町まちづくり基本条例の検討に係る調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第 109 条第 1 項及び西原町委員会条例第 5 条
3. 目 的 西原町まちづくり基本条例の検討に関する調査
4. 委員の定数 議長を除く 18 人
5. 委員の任期 調査終了まで
6. 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。